

## 第2章

# アジア経済研究所における南アジア政治・社会研究

本章ではアジア経済研究所の研究会での成果を中心に、南アジア政治・社会研究の主な関心領域をとりあげ、その内容を検討する。主な領域は、おおむね研究所における研究課題に相応しているが、ここではそれらを時系列的に紹介するというよりは、これまでの研究のなかで重視されてきた問題領域を、編者なりの角度から整理してゆくのである。また国別にみると、経済研究の場合と同様、インドの比重が大きい。研究者層を考えると、隣接諸国については、パキスタンを別とすれば、インド研究者が同時にネパールなどの国々の研究者を兼ねるという場合もみられた。しかし私見ではあるが、南アジアの政治・社会研究において、一人の研究者が隣接する2国（ないし地域）の研究を同時に進めることの便宜は、たいへん大きいものがあると思う。たとえばネパールと北インド、スリランカと南インド、バングラデシュと東部インドなどを一つの対象領域として設定することは、南アジアの場合歴史的にも民族的にもなんら不自然ではない。国の領域と離れてカラコルムからアラカンに至る弧状の山岳地帯を一つの地域と考えて研究対象としたり、インド洋地域という設定で研究課題を考えてもよいだろう。南アジアに生きる人々は、私たちの気づかない多様な「地域」認識をそれぞれに抱いているに違いないのである。国という枠に、方法としてもこだわらない研究者が生まれることは地域研究にとって重要なことである。要は研究が中途半端なものにならないことである。

本題に戻ると、編者はインド政治の分析にとって鍵となる概念には、Cで

始まる四つのことばがあると考えている。つまり、カリスマ (charisma)、国民会議派 (Congress)、インド憲法 (Constitution)、コミュニズム (communalism) の四つである。これはインド政治に即しての指摘であるが、南アジア全域にわたる政治・社会研究の主要領域を考える際にも、この4点は手掛かりとなる。

まず、カリスマということばは、民族運動と独立後の国家建設の双方にまたがって、南アジアの政治指導者の資質を語るによく用いられる。多数の言語や宗教やカーストからなる複雑な社会では、全国民的支持を集める特殊な資質の指導者が不可欠であるという含意が背後にあって、このようなことばが用いられるのである。こうした含意を無批判に受け入れることは、問題の解明を妨げるだけだと編者は考えるが、南アジアの政治研究の最大の関心がガンディー、ネルー、ジンナーらの「カリスマ」的指導者の思想と運動に向けられてきたことは、まぎれもない事実である。それと同時に、研究の主要な対象は第2のCつまり国民会議派やムスリム連盟などの民族運動組織や政党にも向けられていたのである。こうした領域を以下では、南アジア政治史という区分にいられて論ずることにしよう。ただしその多くは、独立後の政治史研究についての論評である。

第3のインド憲法であるが、インドがしばしば「世界最大の民主主義国」などと称されるとき基礎がこのインド憲法の規定する国家構造である。しかし英語の“Constitution”という表現は、南アジア政治史のなかでは、植民地統治の基本法に対しても用いられたことばであり、私たちの意味する「憲法」という規範的な概念とは、ずれるところがある。南アジア政治における“Constitution”概念では、むしろ植民地期との連続性が意識され、その上に独立後の新しい人権規定が書き加えられたものとみるのがよからう。このように理解された“Constitution”のなかに、インド民主主義の一つの特徴が潜んでいるというのが編者の考えである。インドで「民主主義」といわれるものの実体は何なのか、それは今後とも維持されるのか、といった関心がこの問題領域に含まれよう。

以下ではこの領域を二つに分けて論じようと思う。一つは研究者による「インド民主主義」へのさまざまな理解を検討することである（以下のII）。もう一つは、「民主主義」を支える国家の機構の問題である。ここでは、インドと対比されて軍と政治の関連が常に問題とされるパキスタン、バングラデシュの国家機構の特徴も検討される（以下のIII）。

第4のコミュニズムは通常「宗教対立」などと訳されるが、政治と社会の接点に注目した研究領域を代表する。この分野の研究では、パキスタンにおけるイスラムと国家、民族問題、憲法とマイノリティ問題、カーストなどの留保制度問題など比較的多くの研究があり、留保制度問題を中心とする独自の研究会も組織されている。本書での「社会」にかかわる問題群は一括して本章IVのなかで扱うことにしよう。

最後に、インドを含む南アジアと世界の関わり（国際関係）や世界のなかでのインドの位置なども研究成果は多くはないが論じる必要がある。編者の考えでは、この分野の研究のなかで、研究者自身の南アジア観、インド観は最も直接に表現されるように思う。その意味から本書では、終章として章を改め、それを南アジアを扱った第7巻、第8巻全体の結びとして位置づける。

## I 南アジア政治史

### 1. インド・パキスタンの分離独立

インド、パキスタンの独立に至る政治過程は南アジア現代史の研究が避けて通ることのできない主題である。しかしアジア経済研究所の政治史研究では、この主題を直接の研究対象としたものは少ない。それぞれの研究者が独立以後の時期を研究するにあたって、その出発点として個々に研究を深めるという形で研究が進められたと思う。その意味では多くの研究者がそれぞれの課題のなかで、大なり小なり必ず触れているテーマですらある。この分野

ではすでにイギリスで出た*Transfer of Power*をはじめとするおびただしい一次資料が利用可能になっており、研究成果は、それら資料との突き合わせを経たものでなければ説得性をもたなくなっている。

しかし、この時期に関する研究論文として、独立後パキスタンの総合的な研究の一部として書かれた加賀谷寛 [35] や、インド憲法研究のなかでまとめられた李素玲 [163] などのムスリム連盟関連の研究は貴重である。1970年代の初期にアジア経済研究所の中東研究者を中心に組織されたイスラムに関する研究会では、荒松雄、中村平治らの南アジア史研究者が参加しており、主としてパキスタンの側からする民族運動の評価などが議論された。中村はこの研究会の活動とも関係をもちながら多民族構成論、ラーホール決議の再検討などの論点を深めていた。これについては、IVで再びとりあげることにする。

この時期については藩王国の財政問題などを扱った古賀正則の論文 [43] が、分離独立の過程は同時に藩王国などの統合の過程でもあったと指摘し、独立が国家統合という困難な課題を引き受けたことを強調している。また山口 [148] は「コモンウェルス」という枠組みから南アジア現代史を考察する試みで、当然のことながら分離独立期への関心が一つの軸となる。

## 2. 国民会議派研究と政党論

民族運動体でもあり、独立後も最も永きにわたって支配政党となってきた国民会議派の研究がインド政治研究の最大の部分を占めてきたことはいまでもない。もちろん、その時点により、関心の変化はあった。その変化はインド政治の激動や新たな展開を背景としていた。たとえば、会議派史すなわちインド現代政治史であるという等式は、すでに1950年代の末になれば中村平治が指摘しているように、そのままには通用しなくなり始めていた(中村 [94])。わずか一つの州ではあれ、1957年選挙でケーララ州に共産党の率いる政権が誕生したことがこの指摘の背後にあった。

さらに独立後の会議派政治の全体を改めて問い直す必要性を感じさせた事件は、なんといても1967年から69年にかけての会議派の退潮から分裂に至る一連の事態であった。1967年2月の第4次総選挙から69年11月の会議派分裂を背景に書かれた代表的な政治分析として森利一 [132] と山口博一 [147] をとりあげ検討してみよう。

独立後の会議派は、民族運動体としてではなく、議会政党、それも支配政党として分析対象になる。森論文の出発点はここにある。議会政党に転化する過程で会議派内にはガンディーの会議派再編論のような組織のありかたの根本に触れる対立点も生み出された。会議派が議会政党に転換し、政権党として「一党指導体制」(One Party Dominanceの森による訳)を領導していく場合、連邦政府首相と会議派総裁との関係に政治指導の問題点が集約的に現れるというのが、森のこの長大な論文の論点である。筆者自身が言及しているように、この指摘のオリジナリティはアメリカの研究者S・コチャネックに帰せられる<sup>(1)</sup>。しかし、森はコチャネックの視野をこえて、1969年の会議派分裂にいたる前提として、ネルー以後のインド政治においては、ネルーのもとでは統合されていた首相と総裁の権力の分散がみられたことを強調する。1967年総選挙での敗北と69年中間選挙での西ベンガル州での会議派の惨敗および左翼の進出が、会議派内のリーダーシップ構造に生まれた亀裂をこじあげ広げる役割を果たした。つまりこの時期のインド政治の転換を会議派の「リーダーシップの危機」として捉えるというのが、この作品の基本的な立場であった。

森より2年後に書かれた山口 [147] (第II部収録)は対象時期を1971年の第三次印パ戦争と72年の州議会選挙まで含んでいる。この論文はその前後に書かれたマハートマ・ガンディー論 [144]、サルダール・パテル論 [146]、[152]などと論理的な関連をもっている。方法としては森と対照的である。政治上の時期を経済面での三つの局面によって区分する。それらは(1)資本蓄積への準備期、1947～55年、(2)資本蓄積期、1956～64年、(3)転換への模索期、1965～72年の3期である。それぞれの時期は政治上のいくつかの事件に

よって特徴づけられるが、それらはいずれも経済政策の方向を定めるための政治的前提と解釈されるのである。たとえば、「ネルー体制の確立」(1951~52年)や第1次総選挙(1952年)は第1期の前提となり、「スワタントラ党」の結成(1959年)やケーララ州の共産党政権成立(1957年)に際しては、これらを会議派は自己保身の材料として利用した。1969年の会議派分裂とバングラデシュ独立をはさんでの71~72年選挙でのインディラ・ガンディーの圧勝は、60年代半ばにみられた経済政策の破綻をとりつくろうための政治的条件作りである。会議派政権は、経済政策の破綻が表面化するたびに、政治的「スケープゴート」をその都度つくりだしてきたが、山口は1971年選挙の圧勝で、会議派はネルー体制確立以後はじめて「スケープゴート」をもたない事態に直面しているとみる。出口は再度の分裂であるが、それが予想されなければ、会議派のとりうる選択肢はどこにあるか、筆者は選択肢の存在には懐疑的である。その後の会議派政治の展開は、現在のわれわれには既知のことであるが、当時のインドなどでの論調には、1971年の第5次総選挙は会議派にとって最後の総選挙になるのではないかという指摘が珍しくなかったことを想起しておくことも必要であろう。

インド政治の危機と転換を背景にした政治史の試みは、この2論文以外にもいくつか発表されている。研究所における政治研究との関わりの高さと方法上での対照性からここではこの2論文をとりあげ論評したのである。

2論文は方法の違いにもかかわらず、ネルー政治を一面的に賞揚することで、インディラ政治との間に断絶性をみるというような立場をとらないこと、独立後の国家建設でネルー以上に重要な役割を果たしたサルダール・パテルが「会議派本流」によって抹殺に近い扱いを受けていると指摘していることなど、会議派政治を考察する際の重要な視点については類似点が多い。インディラの弱点は口実をみつける相手がなくなったときに明確になるという視点も共通である。両者の方法の違いは「体制」というものの考えかた、ひいては政治分析の対象の限定のしかたにある。第1に、森は「体制」概念を限定する。つまり「リーダーシップの構造」と考える。山口論文ではそこは

無限定であり、この点は中村 [95] にも相通じる。政治危機について後者が過大な評価に陥りやすいことはいうまでもない。政党の危機と「体制」の危機を論理的に区別する構えが用意されていないからである。

第2に政治分析の領域が森においては限定されているようだが、山口の方法はより野心的で、経済過程との関連が前面におしだされる。

その後の分析では、たとえば、佐藤 [55] は山口の方法に近いが、経済と政治の関連のありかたに配慮した政治史分析の方法をめざしたものである。しかし、森論文が最後に示唆しているように、「一党指導体制の崩壊後の政治体制をどのようなものとして把えるか、という大問題」は依然としてインド政治研究の今日的課題である。1991年5月21日のラジーブ・ガンディー暗殺はこの課題がますます重要なものとなっていることを示している。

会議派研究と関連するいくつかの主題についても最後に触れておく。

まず、州政治史研究である。アメリカやインドの政治研究では州政治研究の多大な蓄積がある。そこまでの規模には達しないが、州政治史に関してはケーララ州が比較的多くの研究者の関心をひきつけた。森利一 [131] は同州の選挙分析を試み、伊藤正二は歴史研究としてナラヤナ・グルによる宗教改革運動を扱った [3]。佐藤の西ベンガル政治史 [50] は同州において左翼勢力の基盤が確立する過程を追っている。井上恭子のカルナータカ州政治分析 [6] は先に検討した森、山口の2論文の後の時期を扱う。とくにインディラ・ガンディーが州政治を流動化させた点については、カルナータカ州は典型であった。また長谷安朗 [105] がパンジャブ州政治をとりあげている。

第2に、政党類型論という観点からの研究をあげる。アメリカのルドルフらの研究が一つの型を示しているが<sup>(2)</sup>、中間政党(セントリスト)という観点で会議派政治の特徴をとらえているのは、堀本武功 [125] である。政党としての会議派組織のありかたが、その後のジャナタ党などの組織にどのような影響を与えたかも含め同じく堀本 [121] が論じている。堀本はその他 [122], [124] で政党論を展開している。インドでは1980年代から、政治制度における政党の役割の低下が強調され、「制度の崩壊」(Decay of institu-

tions) という概念がよく使われるようになってきていることにも注意を払う必要がある<sup>(9)</sup>。これは1970年代以降のインディラ政治の特徴(強権体制)とあわせて指摘される概念である。

第3に選挙分析である。独立後政治の分水嶺である1967年の第4次から89年の第9次まで、インド研究者は『アジア経済』などになんらかの形で選挙結果を発表している([129], [130], [63], [64], [145])。時評という性格からの限界はあっても、インド政治分析の視点を浮かびあがらせようという筆者の意図がそれぞれにうかがわれる。手法の比較という観点からも、これらを相互に対比検討することは興味深い。

政治研究では、調査研究と情勢分析との相乗効果が期待される。研究所における『アジア動向年報』、あるいは日印調査委員会の『インド季報』が果たしてきた役割はその点で大きい。

### 3. 南アジア諸国の政治史

#### (1) パキスタン政治史

アジア経済研究所のパキスタン政治史研究は主に浜口恒夫、深町宏樹らによって進められた。1960年代までの成果を総合した研究である山中一郎編[160]の政治史の部分は加賀谷寛が担当し、イスラム国家論の動向を一つのモチーフとしている。それ以前に書かれたものとしては、土地改革の政治的背景を探った平島成望[110]が、国民議会などの議員の経済的背景を克明に紹介し、アユーブ・ハーン政権の支持基盤を解明している。

インドの1967~69年に相当するパキスタンでの動きは同時期の反アユーブ運動である。しかもこの時期の両国の政治は別個の動きではなく、1971年戦争によって直接連動するようになった(たとえば森[133]、広瀬崇子[112])。当時の状況のみから判断すれば、この戦争でインディラは政治危機から脱出し、逆に敗れたパキスタンの軍事支配者たちはみずからの統治の正統性を失った。ここからパキスタン建国論にまで遡る一連の問題群が発生し、研究



者の議論を呼んだ。そのうちの一つは「民族論」であったが、この点はIVで扱う。パキスタン政治については、バングラデシュ独立後になって深町宏樹が [114], [115] などの一連の論文を発表している。その関心は主にパキスタンの軍と政治の関係にあり、IIIで紹介する深町 [114] が問題を整理している。一般にパキスタン政治分析では、民族におけるパンジャービー、国家機構における軍、そして経済における大土地所有が三位一体論的に強調され、浜口による [108] や桑島の [40] などを除いて、パンジャービーと他の民族との関係、軍と政党あるいはそれ以外の国家装置（たとえば司法）の関係、中小土地所有者の政治的役割などが深められていない。またシンド州政治史などは、インドの州政治分析の場合よりも、はるかに全国政治の理解に役立つと思われるが、日本では研究者の数の少なさのために手つかずの状態にある。

## (2) バングラデシュなどの政治史

1971年の独立後のバングラデシュ政治についての研究は、パキスタンと同じように手薄である。継続的な研究は長田満江によるものが多い。独立後18年にしてようやく佐藤編による比較的まとまった研究書が作られた[59]。長田のバングラデシュ研究は多岐にわたるが、軍内部の亀裂に絶えず注目し、その成果は [27], [28] に発表されている (IIIも参照)。佐藤 [56] (第II部収録) は軍人政権下における地方制度改革に注目し、「アユーブ・カーン型政治」ともいふべき軍人政権の支配構造を指摘した。また軍人政権の民政化過程で政権の側からつくられる「政府党」という政党類型に着目し、インドの会議派などとは異なる軍人政権下での擬似的な政党政治の特徴を指摘している。1991年の総選挙で、本来「政府党」として生まれたバングラデシュ民族主義党(BNP)が民主化運動に支えられて選挙により政権についたことは、佐藤の論点からは生まれぬ新しい現象であり、検討を要する点である。

スリランカ、ネパールの政治分析はインド研究者があわせて行う場合が多い。スリランカについての中村尚司 [90] や渋谷利雄 [61] および斎藤吉史

[48] などその数は少ない。ネパールについて最もまとまった政治分析は、井上 [5] である (文献については井上 [4] も参照)。1980年の王政批判運動については長田 [26] がある。南アジアの政治は民主化という問題が現在の共通課題となっている。インドでは、このなかで政党の役割が低下しており、民主化に伴い政党の新たな役割が注目されるインド周辺諸国と逆の現象を示している。

## II インド民主主義論

第二次大戦後に独立を達成した発展途上国の多くが1950年代の末から60年代の半ばにかけて軍事あるいは半軍事独裁体制に移っていったなかで、インドは普通選挙制度を基礎にした議会制を維持し続けた。「インド民主主義」というときには、社会的な差別や抑圧の存在とは別に、このような国家制度の問題として語られる。「民主主義」は確かに基本的人権の確立と不可分のものではある。しかし、この意味での「民主主義」が確立していなければ「民主主義」を論じられないという立場に固執してしまうと、インドの人々がしばしば口にする「世界最大の民主主義国」ということばの意味する内容はみえてこない。「民主主義」ということばは国家と人権の双方にまたがって成立している概念であるからである。人によって関心の置きかたは違うが、インド政治研究の根底には、何かしら「インド民主主義」の内実に迫ろうとする共通の志向が潜んでいる。

関心の表しかたにもいくつかの方向があり、ここでは編者なりに、それを三つに分けて考えてみよう。第1の方向は、歴史との対比を尺度とするもので、インドの独立と国家建設を、近代への移行期の諸経験と比較して理解しようとする立場である。第2の方向は、「インド民主主義」の国家制度そのものの構造を明らかにしようとするものである。第3は「民主主義」は民衆運動によって実現されるという立場から、さまざまな階層の運動に着目する立

場である。

### 1. 近代化の経験とインド民主主義

この立場は方法というよりは、漠然とした発想といってよいものまでも広く含んでいる。方法的には歴史の援用によってインド政治の独立後の過程を説明する。その場合プロシヤ、日本などの上からの近代の変革の経験が援用される。インドの政治家をこれらの国々の政治家に、たとえばビスマルクや大久保利通に擬すことによって、インドの国家建設期の歴史上の位置が明らかにされるのである。戦後逸早く書かれた蠟山芳郎の『マハトマ・ガンジー』がこのような手法によっている。しかし記述上の一種の便法を超えてインド政治と19世紀後半の日本、ドイツなどにおける後進資本主義の確立過程との異同を綿密に論証したものは、土地制度史研究の小谷汪之（[45] など）を別にすれば、政治史の分野ではみられない。

日本の研究ではないがこの点で最も参考になるのは、バリントン・ムーアの著作[128]であろう。ムーアは、インドは中国的な農民革命を経験しなかったが、さりとて日本やプロシヤでの上からの改革という類型にもあてはまらない独自の事例であるとする。ブルジョアジーが藩王や大土地所有者との連合によって権力の座についていたことを想定すれば、これをプロシヤ的な道のインド型変種とすることができる。つまりムーアはインド独立後の土地改革の農民的性格をある程度認める立場であり、これは正しいであろう。インドでは議会民主主義制度を必要としている一つの社会層は富農層であるからである。このことは農村における社会的抑圧、身分差別の存在とは別に認めるべき事実である。

### 2. 国家体制としてのインド民主主義

インドの民主主義を近代への移行期におけるさまざま経験に照らして理解

を深めようとする上記の方法に対して、法学、政治学の立場からの接近方法は、全体としては民主主義を統治構造の側面によりひきつけて理解する。

代表的な論文として下山瑛二のインド憲法論[65] (第II部収録)と佐藤による「インド政治への序章」[55] をとりあげる。

### (1) インド憲法論

下山論文は、本来インド憲法の特質を論じるための論文である。山口、大内穂によるインド憲法研究会の諸成果 ([16], [17] など)の一部であるが、インドの民主主義の機構がどのような歴史的背景から築かれ、その存続がどのような条件によって保障されているかを論じたものでもある。そのような意味から政治制度における民主主義的背景を知るには、きわめて簡にして要をえた解説となっている。

つまり、インドの独立が非軍事的手段によって達成されたことを前提として、国家形成における「法律家」集団の重要な役割が指摘される。「法律家」集団が独立の外装を整える役割を担ったことが、会議派の階級利益をそこなわずに、「民主的」憲法を制定することを可能とした。しかし「法律家」集団がいかにも「議会主義」と「法の支配」といったイギリスの憲法原理を理想化したにせよ、憲法制定過程は特殊インド的「特質」を帯びた「不可思議な混合形態」とならざるをえなかった。その「特質」は、「国家政策の指導原則」や中央集権的連邦制そして非常事態規定という三つの要素に代表される「強い政府」という憲法制定時の国家的要請からくるものであった。「混合形態」はインド憲法自体に内在する矛盾の表現であり、1975年の非常事態下での本質的改正への試みは、このような矛盾の表面化でもあった。下山論文はインドの民主主義にはイギリス的な統治原理とともに強権性が内在していること、これを一体の国家原理として装うために、民族運動期以来政治指導部の多数を構成してきた「法律家」集団が大きな役割を果たしたことなど、狭い意味での法学的研究を超える視野からインド民主主義への理解を助けている。

この論文は1975年の非常事態というインド民主主義の独立後最大の危機と

よばれた時期の動きを背景に書かれている。下山は政治学が使うような権威主義といった概念を利用はしていないが、インドにおけるインディラ・ガンディーの強権体制が、歴史的な概念としてのファシズム独裁とは区別される抑圧的な体制であることを指摘している。また明示してはいないが、一面ではファシズムの歴史的経験を援用して、この強権体制を支えるものとして、かつての日本における「革新官僚」のような官僚層が生まれてきているのではないかとの推測をしているようである。この推測は、東アジアや東南アジアにおける「開発独裁」下における「テクノクラート」層のような存在を念頭においているのであろう（下山 [66] も参照）。

## (2) 支配権力と民主主義

佐藤による「インド政治への序章」[55]はインド民主主義を体制として理解するという立場をはっきりと打ち出している。つまりインドの民族運動の過程で、ほぼ1930年代につくりあげられた産業資本家、農民、法律家層という3結合が相互の利益を分け合う機構として民主主義を理解し、これに「ネルー・デモクラシー」という名をつけた。「ネルー・デモクラシー」は国家機構内部の錯綜したチェック・アンド・バランスを特徴とする。「インド民主主義」とは国民一人ひとりの人権についてよりは、このような機構について該当することばなのである。支配階級ブロック内の矛盾に着目し、国家機構の行政、立法、司法の3部門がそれぞれ産業資本、農民、法律家層の利益実現のルートになっているという考えは佐藤 [52] に短く触れられている。この観点は、Iで紹介した山口の「独立後政治史の試み」[147]などが経済利害と政治過程とを直結させ、結果として経済還元論になってしまうという方法上の問題を意識したものである。

また民族運動期からの農民大衆の政治参加と民主主義という政治理念の普遍性ゆえに、インドの民衆にとってもその要求の達成のためには、独立後の政治制度は一定の有用性をもった。とりわけ「ネルー・デモクラシー」に内在する経済的「アキレス腱」、すなわち重税・インフレ国家としての性格が1960

年代半ばに顕在化し、民衆運動がたかまるとともに普通選挙による政権への審判はインド政治の流動化を促すものとなった。西ベンガル、ケーララの左翼州政権はこのなかで地歩を固めたのである。他方、会議派みずからは「民主主義」に逆行する動きをみせはじめる。これが、1967年の第4次総選挙以降のインディラ・ガンディー政権のもとでの強権主義の台頭の背景である。同時に「ネルー・デモクラシー」の特徴であった、国家機構内部の相互牽制作用が弱められ、国家機構の中央集権化が進む。いまだ全体像は提示されていないが、民主主義の問題を経済構造、国家機構、民衆運動の三つのモメントの交差する地点で捉えようというのが、佐藤の方法である。

この方法はインドでのアジット・ロイ<sup>(4)</sup>、プラナブ・バルダン<sup>(5)</sup>などの研究に刺激され、それに憲法研究の成果を取り入れたものである。しかしすでに第7巻でも指摘したように、この視点には、ブルジョアジーと富農の利益はつねに対立するものと捉える傾向があり、農業の資本主義化や、富農の蓄積の非農業部門への投資などの活動をつうじて、両者の利益が融合する側面の分析が弱い。さらに同じく第7巻で指摘した経済自由化の展望との関係では、富農層のなかでの自由化支持勢力の存在を検討しなければならない。もちろん行政権力=産業資本、立法権力=農民層という等置も富農の政治進出の具体的な分析によってきめ細かく実証する必要がある。こうした観点から、1980年代のいわゆる「ファーマーズ・ムーブメント」と政党との協力関係についての運動内部での見解の差を分析せねばならない。こうした分析はインド民主主義にとどまらず、インドの発展経路をめぐる政治経済学的な理解へと結びつく(参考までに、インドの発展に関する1980年代の政治経済学の諸見解については、トイによる整理がよい<sup>(6)</sup>)。

### (3) 国民統合と民主主義

民主主義を国家体制の問題として考えるうえで、上記二つの立場に近いが、民族や宗教、カースト集団などからなる複合社会を一つの国家に統合する仕組みとしてインド民主主義を論ずる立場にも触れておこう。この立場では、

連邦制度は民族間の、そして人権保障はマイノリティの平等権の一部として位置づけられる。市民的権利や個人の自由権はこうした集団間の平等権が保障されてはじめて成立する。国民統合の成否はこうした集団間の平等を社会的多数派が十分に認知し、尊重し、かつ国家体制の永続的要素として合意するか否かにかかるとされる（インド憲法起草委員長のB・R・アンベードカルの立場がその典型である）。

民主主義のこの側面が南アジアの政治と社会にとって解決困難であり、しばしば多数派による抑圧と少数派による分離という両極端への分解を伴ったことは印パ分離の過程が余すことなく示している。この問題はインドの独立と憲法制定過程に焦点をあてて、李素玲[164]、[165]が憲法のマイノリティ保護規定について、また堀本[120]と佐藤[53]が不可触民への保護規定の制定経緯について分析している。制憲過程では、いうまでもなく両者は不可分の関係で議論された。

### 3. 民衆運動と民主主義

民衆運動は研究対象としては成果の少ない分野である。日本の研究者のあいだでは、インド共産党史との関連で農民運動史、労働運動史研究が関心をひき、その成果の一端は中村平治編[99]に収められている。この分野ではアジア経済研究所以外での研究が多く、そのすべてをここで挙げることはしないが、対象地域としてはほぼインド全域に及んでいる。しかし1970年代後半以降、桑島昭がその後も系統的にこの主題を追っている以外、研究関心がやや弱まったことは否めない。

現状分析のなかでの民衆運動となると研究成果の数はさらに乏しい。佐藤による西ベンガル統一戦線運動史[50]は州での運動史の一例でもある。分析の中心には、土地改革を要求する農民運動と都市における食糧・物価運動の同盟関係がおかれている。1970年代はジャヤ・プラカシ・ナーラーインによるJP運動とこの運動に結集したピハール、ウッタル・プラデシュなどの州

の学生運動が1975年非常事態の引き金の意味も込めて重視されるべきであろう。さらに、1980年代には学生運動の高揚、非党派的運動とよばれる市民、農民運動の活性化と、民衆運動の裾野がひろがっている。宗教、カースト紛争における暴力化の傾向を「運動」としてくくるわけにはいかないが、「グリト運動」のような下層カーストの動きやマイノリティの抵抗運動は民主主義運動の一部として政治研究のなかに位置づけねばならない。研究はこうした変化に追いついていない。一例をあげれば、パンジャブ、アッサム、ジャンムー・カシュミールなどの分離主義運動、あるいは自治を求める西ベンガル州のグルカランド運動やアッサム州のボドランド運動においては学生組織の役割が大きいが、学生運動をとりあげた研究はない。これらの運動のなかでも体制化したアッサムの例、それと対象的なパンジャブの例というように政治との関わりは一様でない。ビハール州やウッタル・プラデシュ州のジャナタ・ダルの支持基盤とJP運動に参加した学生らとの間には関連があると思われるし、さらにさかのほれば北インドにおける社会党の系譜にまで行きつこう。インド民主主義論は、現在のインド政治の制度的枠組みに収まりきれない、こうしたさまざまな運動を視野にいれておいて論じられる必要がある。

インド以外の南アジア諸国では、民主化運動の先駆けは1968～69年のパキスタンの反アユーブ運動をはじめ、最近のネパール、バングラデシュと、例外なく学生運動がつとめている。学生運動の特徴は、これも例外なく、民主化運動後にその一部が支配層の一翼に組みこまれるということである。

### III 南アジアの国家機構

政治史や政治分析が抽象的な概念の操作に終わらないためには、国家機構の具体的な姿についてしっかりとした知識を備えておくことが不可欠である。1971年度から75年度にかけて山口および大内が、法律専門家の参加も得て主宰したインド憲法の共同研究は、この点できわめて有益であった。また研究



期間中に、インドの非常事態期を迎えたという点からも時宜にかなったものであった。

この共同研究の成果などによって、軍の研究など今後重視されねばならない問題はあがるが、いくつかの分野では分析に不可欠な基礎をすすめることはできたと思われる。

### 1. 官僚制度と軍の問題

官僚制度の研究は、森利一・落合淳隆によるもの [134] が日本においては本格的な成果である。イギリス、アメリカにおいてはすでに1950年代からのブライバンティエーらの研究があったが<sup>(7)</sup>、この研究はそれらを取りいれることによって、インドの官僚制度の全体像を整理したのである。事実の確認に力点を置いた地味な成果ではあるが、この研究はマレーシアに関して萩原直之らが行った「開発行政」という視点からの研究とともに、アジアの官僚制度研究の礎石を置いたものであった。このような角度とは異なって、「政治腐敗」に象徴される官僚制度の問題点を、政財官関係や発展途上国における政治風土をも視野に入れて追究したのは大内 [13] (第II部収録) および [14] である。その成果は最もコンパクトな形では大内 [15] にまとめられた。その後、佐藤および近藤則夫がインド行政職 (IAS) およびマレーシア行政外交職 (MADS) の名簿を素材とする実証研究を行った [60]。これは、インド行政職などイギリス植民地の制度的伝統下にある幹部官僚制度に焦点をあて、それが国民統合に果たす役割、その内部における専門化および政治化の動向という3点に着目した研究である。インド行政職の当面の問題点についてはこの研究がほぼ網羅しているのではないと思われる。官僚制度については、行政サービスの末端での実態についての研究がさらに望まれる。現状分析に追われるなかでは軽視されがちなこういう地道な制度的研究は政治研究の基礎につねにおかれてしかるべきである。

丹念な情報の積み上げが必要なことでは、情報を得ることのより難しい軍

についても同じである。一般に南アジアの軍についての研究はその時点時点での分析に終始して、なかなか本格的な研究を生みだせなかった。そのような限定つきではあるが、パキスタンについては深町宏樹 [114]、インドについては堀本 [123]、山口 [153]、バングラデシュについては長田 [27]、[28] などがある。深町のもは、パキスタンの政治における軍の進出の背景を論じたものとしては、現在まで最もまとまったものである。パキスタン政治における軍の役割の重要性は以下の4点を背景に生まれたものであるとしている。すなわち(1)政党指導者や官僚層を支える中間知識層の欠如、(2)文民統制措置の欠如、(3)軍における単一民族の支配、(4)国外の影響力(アメリカを意味するか—編者)のもとでのクーデタがおこりやすいことである。これらはいずれも妥当な指摘である。深町が指摘しているように、これらの要因は裏がえせば、インドにおいて軍の政治的進出が本格化しない背景でもある。この点はすでに下山 [65] が論じた点でもあるが、インド政治における軍の役割については、上記堀本、山口の論文も言及している。インドにおける軍と政治の問題については、事実の論証に基づく詳しい研究がぜひとも待たれるが、その際これらの指摘に加えて、次のような論点を取り入れることが必要だろう。第1に、世界的な兵器技術の向上や1980年代の印パ両軍の装備近代化のもとでの軍事費の圧力がどのような政治的帰結をもたらすのか、第2に、最近のインドで軍人の「政治化」と呼ばれている現象の内容(昇進人事への不満なども含め)は何か、第3に、対パキスタン、対スリランカ作戦へのインドの軍人の見解はどうか、第4に、対内治安出動の動向にインド軍はどのような反応を示しているかなどである。インドにおいても軍を取りまく政治環境は変化していると編者はみるが、早い時期に検討すべき問題であろう。

バングラデシュについての長田の二つの論文は、独立後の軍内部の亀裂、派閥抗争に着目したものとして特色がある。ジアウル・ラフマンに代表される「独立派」が完全に姿を消したエルシャド政権以降は、独立後の新規採用将校の動向も含め改めて軍の政治的立場を検討することが課題となっている。佐藤 [56] はバングラデシュでは軍は国家エリートのなかで指導的立場を確

立しておらず、政治における軍の本格的登場は、それがありうるとすれば今後の問題であると主張している。

## 2. 司法制度

南アジアの民族運動に法曹家が果たした大きな役割のために(既出の下山論文[65]参照)、独立後の政治でも、彼らは議会における最大の社会層となっていた。インドでもパキスタンでも独立直後の連邦議会議員の4割は法曹界の出身であった。

また独立後の国家機構をみても、司法府は政治制度内部のチェック・アンド・バランスの核となってきた。この点はインドにおいては、きわめて広範囲に、かつ顕著にみられるのであるが、軍人政権による支配を長期にわたって受けてきたパキスタンやバングラデシュでも、しばしば司法府は執行権力の無制限な行動を規制する判断を下してきた。また加賀谷 [35] が指摘しているように、パキスタン国家の「国体論」論争にあたっては、司法府が近代民主主義とセキュラリズムの立場を擁護したのである。それだけではなく、政党活動の自由が奪われた状況のなかでは、判事や弁護士層は「隠れた野党勢力」としてこれらの国では事実上の政治集団として機能してきた。佐藤[56]はバングラデシュについて、法曹勢力を議会政党、教育界とならんで「議会主義ブロック」の一構成要素とみている。

さて独立インドの法曹集団および司法府の政治的役割は、まず法制度そのものをおさえることから始めねばならない。この点では、山崎利男、安田信之、香川孝三らの研究がある(山崎・安田 [159]、香川 [37])。やや分野は異なるがインドの労働法では香川が専門的な成果を発表している [38]。さらに、山崎 [157] は裁判制度についての詳細な研究であり、安田の研究は本シリーズ第7巻ですでに紹介しているように、発展途上国の法の発展形態を類型におさえるという方向にも進んでいる(安田 [138])。

インドの法と政治という主題では、研究が進められた1970年代のインド政

治・経済の動向と切り離して論ずることはできない。この時期は1969年の会議派の分裂、それに続くインディラ・ガンディー政権のもとでの経済立法(独占禁止法, 土地立法など)と連邦行政府への権限集中という一連の過程で特徴づけられる。そのなかから、独立以来のインド国家機構の特徴であったチェック・アンド・バランス機能の形骸化がみられた。それは司法府権限の弱体化、司法府の行政府への従属の強化(当時のインドではこれらの現象はひとまとめに「司法危機」といわれた)といった点に集中的に現れたのである。政治の側面からはインディラ・ガンディー政権の強権支配と表現される1970年代前半のこの過程を、司法制度の面から克明に分析しているのは同時期の安田の研究である。「司法危機」を扱った [135] からインドの下位裁判所を対象にした特色ある論文 [136] (第II部収録)を経て、非常事態期を扱った [137] では一連の変化を「司法国家」から「行政国家」への移行という結論でくくっている。

佐藤による憲法と人権規定の問題をめぐるひとまとまりの論文 ([51] など)の本来の出発点は農民運動研究であった。インドの人権訴訟の主な手段である令状請求訴訟 (writ petitions) に着目することによって、非常事態、司法による行政の制御、さらにはインドにおける法意識などにまたがる研究の手掛かりを与えている。対象は1970年代のインドであり、これらの論文で指摘された人権状況が1980年代のパンジャブなどでの反「テロリスト」法(TADA)の制定などによって、どのような新しい展開をみせているかは興味ある主題である。1980年代以降の法と政治という点では、最近(1989年)の連邦下院の構成において法曹界出身者がわずか15%に下がっていることが象徴するように、エリート集団としての法曹界には特別な地位はもはや保障されていない。判事や弁護士の不正に象徴されるように、彼らも単なる「人の子」の時代となったのである。そして「司法危機」の経験をくぐることにより、法曹界はごく手短かにいって、行政へのいっそうの従属と法的保護の民衆への拡大という二つの方向に分化した対応をみせているように思われる。こうした1980年代以降の動向を本格的に分析する課題が残されている。

### 3. 連邦および地方制度論

南アジアではインドとパキスタンが連邦制度をとり、スリランカがタミル人の自治権問題の解決策として、インド的な州制度の導入を試みようとした。一方都市自治体や農村の自治制度 (Local Self-government institutions) は南アジア諸国に共通にみられるが、パキスタンとネパールでは、それぞれアユーブ・ハーン政権とシャハ王朝のもとで、国家段階にまで至る間接代議制度と結びつけられた。パキスタンで基礎的民主制 (Basic Democracy)、ネパールでパンチャーヤト制度と呼ばれるものがそれである。

インドの連邦制度については、すでに紹介した落合・森 [134] など行政制度に触れた研究はなんらかの関連分野を論じている。インドの国家統合を考えるうえで、とくに注意する必要があるのはカシュミール問題で、これについては日本では落合 [32] が国際連合の関与も含め広く論じている。アジア経済研究所でのインド憲法研究との関連で書かれたものに、斎藤吉史 [47] などがある。インドにおいても、中央・州関係は行政改革委員会や中央・州関係委員会 (サルカリア委員会) などの基本的な報告書をはじめ多数の研究がある。インドの民族関係の特徴をおさえた連邦制度のインド的特性を描くような研究が期待される。パキスタンについては、1950年代の制憲過程での連邦論争が比較的よく扱われ (加賀谷・浜口 [36], 佐藤 [54]), 1971年以降の連邦制度についての詳しい論究が現れていない。

インドの地方制度については、下山 [67] が基本的な理解のしかたを教えてくれる。つまり、植民地期以来の行政の系列と、主として独立後の代議制度の系列とが併存する「二元的」性格がインドの地方制度の特徴であって、インドのローカル・ガバメントは「地方自治」という表現になじまないのである。また最末端のグラム・パンチャーヤトや仲裁調停機能をもつニャーヤ・パンチャーヤトの場合には、村落の顔役を中心とする地方の權威じかんがまかり通るが、制度全体としては国家的な開発と統合のための公的な創造物に他

ならない。こうした末端までの地方制度の実態については、意外に調査が少ない。タミルナードゥの中村尚司[92]、ウツタル・プラデシュの福永正明[117]が『アジア経済』などに発表されている。

パキスタンの基礎的民主制についての詳細な研究や、地方制度についての研究が少ないことは、パキスタンの軍人政権の社会的基盤を明らかにするうえで障害になっている。既述の平島[110]は連邦と州の議員の社会的背景を調査したもので、同種の調査がさらに下の段階の議員層についてなされれば興味深い。バングラデシュでは、最末端の行政村評議会（ユニオン・ポリショド）議員についての研究が多い。佐藤[56]はエルシャド政権期の地方行政改革を例にとって、地方議会の無政党選挙が軍人政権の基盤づくりに不可欠の手続きであることを論証している。

ネパールのパンチャーヤト体制は1990年の民主化運動で約30年ぶりに解体された。この体制はもっとも最近では1980年の民主化運動で大きく揺さ振られたが、王政の支柱として機能してきた。まとまった記述は井上[5]に示される。また1980年の民主化運動の分析には長田[26]がある。

連邦制度や地方制度について、最後に研究の視点として三つ強調したい。

第1は、イギリス植民地行政がもたらした制度的遺産を南アジア諸国の共通の土俵として設定し、その角度からの知識を前提としておくことである。第2は、いわばそこからの「逸脱」「発展」としての独立後の制度的変化は、南アジア諸国の間で相互に影響を与えながら進行したということである。たとえば、パキスタンでの基礎的民主制導入とネパールでのパンチャーヤト制度の導入は関係があったし、スリランカの民族問題処理はインド憲法の連邦制度に影響を受けている。第3に、現在みられる連邦制度や地方制度は、ソ連や東欧での民族問題の噴出や連邦再編の試みからも影響を受けながら今後大きな変化をとげるであろうことである。

## IV 南アジア社会の研究

この節では民族、宗教、カーストなど南アジアの社会問題に関する研究をとりあげる。すでに分離独立、連邦制度や集団の平等権などと関連してこれらの問題をとりあげる機会があったが、改めて論じることにする。しかしアジア経済研究所での南アジア研究には、家族、村落、都市社会などを直接にとりあげた研究は少ない。初期の福武直・大内力・中根千枝による調査 [116] は単発の作業に終わった。村落研究も農業経済との関わりから考察の対象となった。農業経済と農村社会については、第7巻第II部所収の農業関連論文が多少扱っている。南アジアの社会研究については、インドでも活発にくりひろげられている社会史研究にも触発されて活発な動きがみられつつある(小谷 [46] が大きな影響を与えている)。アジア経済研究所ではこの間、後述する「中間カースト」研究会が押川文子によって組織され、カーストなどの社会研究の素地がつくられた。

### 1. 南アジアの民族問題

1960年代の半ばに、中村平治がインド社会を理解する基本的な枠組みとして多民族構成論の重要性を指摘したことは、南アジア研究の進展にとって積極的な意味があった。第1には、このような視点が日本の戦前の研究には意識されたことがなかったからである。第2には会議派中心史観を克服し、ムスリム社会における民族意識への注意を払う手掛かりを与え、また独立後の南アジア政治史の底流にある州自治権運動に注意を喚起することができたためである。しかし第二次大戦下にインド共産党が唱えたような、ソ連での表向きの民族政策を引き写しにした多民族構成論を積極的に肯定することには疑問が多い。そもそも内藤雅雄の論文 [84] などが示唆したように当時の多民族構成論自体が、内部に矛盾した内容を含んでいた。その点では中村によ

るインド共産党指導者ムハムマッド・アシュラフの短い評伝 [96] や東パキスタンの自治権問題を扱った [97] (第II部収録)は、発表形式の故に他のものよりも知られていないが、多民族構成論の可能性を幅広くみていた点で、関連した中村の他の論文より柔軟であると思う。

同じ時期の事件であるバングラデシュ独立は、印パという枠組みをはじめ、南アジアの民族論の再検討をせまるものであった。『歴史学研究』誌上では加賀谷、中村両氏に対立した見解を表した。加賀谷 [34] はバングラデシュ解放勢力の独走を指摘したのに対し、中村 [98] はこれを民族解放闘争として肯定的に評価した。しかしアシュラフの評伝とともにバングラデシュ独立前に発表された東パキスタンの自治権運動についての分析 [97] では、中村は東パキスタンの運動を西パキスタンの民族問題とあわせ理解すべきであると主張している。バングラデシュの独立を境に視点の移動がみられるのである。1950年代東パキスタンの自治権運動の再検討をめざした佐藤 [54] の論点はむしろバングラデシュ独立前の中村の主張に近い。

また東パキスタンの言語運動を論じた白井桂論文 [68] は言語・文学の研究者による南アジアの文化運動史の試みとして貴重な貢献となっている。バングラデシュ問題に関していえば、研究者による解放勢力の力量の過大評価を指摘している木村哲三郎のコメント [39] も、現状分析への自省として興味深い。

南アジアにおけるその後の分離主義運動や自治権要求の活発化をみると、バングラデシュ独立をめぐる評価を含め、南アジアの「民族問題」とは何なのかを、改めて問いなおす時期にきているように思う。

## 2. 宗教とコミュニズム

政治と宗教という分野は、ヒンドゥー・ムスリム対立という深刻な現実を前にして、戦前の鈴木正四以来、南アジア研究者を悩ませてきた課題である。戦後では荒松雄の研究が宗教と政治という主題を一貫して追究している



([1], [2])。政治研究の立場からは、佐藤[55]が独立後のインドでのコミューナル暴動件数をもとに、印パ関係と暴動の関連を示唆しているように、どちらかといえば宗教外の要因をコミューナリズムの背景に求めている。コミューナリズムを批判的に分析する点でインドの代表的な論者である、アスガル・アリー・エンジニアも、コミューナリズムに国家的なマクロ要因と地域的な経済・社会関係に根ざすミクロ要因という二つの角度から接近する<sup>(8)</sup>。

こうした接近法には批判点も多い。宗教をそれ自体として、つまり宗教思想、儀礼あるいは集団特有の文化問題として扱う視点が欠けているために、政治面に現れた宗教運動の内在的論理を深く追究できない憾みがあるという点はその一つである。

日本のインド研究のなかで戦前からの大きな蓄積をもつインド古典学、インド哲学・思想史の研究者による現代思想史研究が高崎直道 [78] をはじめとしていくつか数えられる。アジア経済研究所の現代研究では、そうした諸研究との接点を明確にうちだした作業はみられず、専門研究者の参加を得たいくつかの論集のなかでこうした主題との関連が論じられた。たとえば思想家ラーフル・サークリティアヤンを扱った内藤[84]、同じくマハラシュトラ州の排外主義運動シヴ・セナーを論じた内藤 [85]、さらには近代の宗教運動組織アーリヤ・サマージの組織活動を論じた坂田貞二 [49] があげられる。

宗教、思想史研究ではイスラムの社会・政治運動や、パキスタンの政治思想に関して中東研究者との共同研究が研究所において試みられた時期があったことを記しておくべきである。前記の中村平治の研究が発表されたのはこの時であったし、他には荒松雄、加賀谷寛らが参加していた。アユーブ・ハーン期のイスラム政策を論じた加賀谷 [33] はその成果の一端である。加賀谷が山中編 [160] のなかで行ったイスラム国家理念の検討 [35] は、通史としても、パキスタン政治思想史の重要な論点を押さえて興味深い(第II部収録)。論文のなかで、パキスタン政治固有の論理とその内在的理解をめざすと加賀谷が述べるとき、筆者は多くのインド研究者にみられるパキスタン理解

の歪みを指摘しているのである。なお最近のパキスタンの「イスラム化」については軍部支配との関連で浜口 [109] が、経済政策との関連で平島 [111] が論じているのが参考になる。バングラデシュについては佐藤 [57] が言及している。

スリランカ、ネパール、バングラデシュについてのこの分野の研究はもつと試みられてよい。その点でスリランカのシンハラ・タミル対立の進行を儀礼内容の変化を通じてみた渋谷利雄 [61] は貴重である。儀礼、祭礼、劇といった文化人類学の馴染み深い主題が近年多くの研究者によってとりあげられていることが、南アジア理解の視角を豊かにすることにつながるであろう。またコミュニナリズムという用語のもつネガティブな含意を避けるために、エスニシティという一般的な用語を導入し、コミユナル対立と表現される現象のなかに、エスニック・グループの政治的台頭にもなる政治発展の過程をみようとする広瀬 [113] の試みもある。

この広瀬論文の主張にみられるように、南アジアのコミュニナリズムをどう理解するかという点に、南アジアの近現代史に対する研究者の見方もまた集約的に表されるように思う。

### 3. カースト問題

日本で報道されるインドの事件のなかで、カースト問題はかなり大きな比重を占めているだろう。不可触民への暴行、虐殺、下層カーストへの留保制度に反対する高カースト出身学生の焼身自殺などから、インド社会では今なおカースト制度が強く残っているという印象が与えられる。山際素男のルポルタージュ [142] は不可触民差別の生々しい実態を伝えているし、小谷 [46] などの研究書では、カースト差別は近代になってむしろ顕在化したことが主張されている。

カースト制度はどのような形で生きているのか、人々のカースト意識は強まっているのか、弱まっているのか、などという問題に答えるためには、「カー

スト」をどの次元でとらえているのかを明らかにしないと議論がすれ違う。村落内で「カースト」といえば、数軒からなる一集落に住み、さまざまな生業を営む、具体的な何人かの人々を指すのであり、伝統的世襲的職業などにはもはやあまり従事していない。もちろん都市ではそのような形で「カースト」を意識できることはあまりない。差別にしても、厳密なのは、不可触民と「カースト」に属するヒンドゥー教徒の間にあるので、今では、不可触民以外の「カースト」の人々の間にある差はあまり強く意識されなくなっている。留保制度の対象として考えられている「カースト」というのは、一つの州ほどの単位に広く分布する通念としての単位であって、村のレベルまでおりればそのような名前のカーストに属する人がいないことも多い。また実際にそのような、大きな単位の集団がまとまった行動をしているわけでもない。そのなかにも地域的なグループや系譜を異にするグループもある（これらの点については藤井毅[119]参照）。かえって留保の対象となって初めて集団として意識されることすらある。その点でイギリス植民地時代からのセンサスの実施とカースト統計の「整備」が、「カースト」の集団としての認識をかえって強めることになってしまったという面があることは、藤井[118]の綿密な考証が示すとおりである。

つまり「カースト」問題にはさまざまな次元があると同時に、「カースト」意識を強める要因と弱める要因とが複雑にいくんでいるというふうに考えないと偏った理解になりかねない。アジア経済研究所での研究では、フィールド調査は主に農業経済研究者によって行われた。カースト問題はそのなかで中心の主題ではなかった。もっとも日本の研究全体としても人類学、社会学の専門的研究者がカースト研究を継続的に続けている例自体がこれまでのところ少ないのである（石井溥、佐々木明など）。

アジア経済研究所での研究のなかでは、留保制度についての山口、押川らの研究がある。そのなかで後進階級 (Other Backward Classes) の問題が注目されはじめたのは、1970年代後半からであろう。政治上の事件としては1977年のジャナタ党の登場がこの問題への関心をひろげた（清水[63]、山口

[150])。ジャナタ党は後進諸階級にあたる北インドの中層カースト、いわゆる「中間カースト」(Intermediate castes)を支持基盤していると考えられるからである。第7巻所収の山口論文[150]はこの問題を扱った一連のものうちの一つである。この後進諸階級の台頭は、1950年代半ばの言語別州編成にともなって各州で確立された上層の支配的カースト(=富農層)の政治的権威がようやく動揺しはじめたことを意味していた。山口はこの論文で後進諸階級が新たな富農の地位を獲得する可能性をみている。このような中間的なカーストは上層と下層のカーストとの間に二重の対抗関係をもつというのが山口の指摘でもある(福永[117]も参照)。中間カーストを社会集団としての「カースト」に注目するか、経済上の「富農」概念にひきよせるかによって、この概念の含意は対極的である。いわゆる「カーストか階級か」というインド社会学のアポリアがここにも顔をのぞかせる。編者は「カーストか階級か」の設問は「インドにおけるマルクス=ウェーバー問題」に他ならないと考えているが、これをどう解くかに研究者それぞれのインド社会論がかかっているのである。

また押川文子[30](第II部収録)はスリニヴァースによる支配的カースト(Dominant Caste)論を修正して、農村のみならず、都市での教育や雇用への進出がカーストの支配力の源泉として重視されるべきだとしている。このような社会層を押川は新たな中間層として重視している<sup>(9)</sup>。スリニヴァースのカースト論では、都市での教育や雇用は「西洋化」と規定され、カーストの枠組みからの離脱のように位置づけられていたのである。

後進諸階級についての押川を中心とする一連の研究(『アジア経済』誌特集所収の[29]も参照)は、1970年代以降の社会、政治の変化を追ううえでの貴重な手掛かりを与えるものであった。またこの問題と並行して経済研究のなかからは「都市中間層」の消費階級としての役割などが注目されるようになった。とりわけ都市の消費生活のパターンは1970年代以降急速な変化をみせており、「中間層」の定義を明確にしたうえで、彼らの階層的特徴を社会・経済両面にわたってさらに深く究明する必要があるだろう。その際には教育・雇

用問題が中心の位置を占めるであろうことも押川の指摘の一つの帰結である。今日のインド社会の変化をとらえ、「制度の崩壊」と呼ばれるような政治の新しい局面と社会とのつながりを考えるうえでも、「中間層」概念の明確化はきわめて緊急の作業であろう。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) Kochanek, S., *The Congress Party in India: The Dynamics of One-Party Democracy*, Princeton, Princeton University Press, 1968.
- (2) Rudolph, L.I. and S.H. Rudolph, *In Pursuit of Lakshmi: The Political Economy of the Indian State*, Bombay, Orient Longman, 1987.
- (3) Kaviraj, S., "On the Crisis of the Institutions in India," *Contributions to Indian Sociology*, Vol.18, No.2, 1984, pp.223-243.
- (4) Roy, A., *Political Power in India; Nature and Trend*, Calcutta, Naya Prakash, 1975.
- (5) Bardhan, P., *Political Economy of Development in India*, Delhi, Oxford University Press, 1984.
- (6) Toye, J., "Political Economy and the Analysis of Indian Development," *Modern Asian Studies*, Vol.22, No.1, 1988, pp.97-122.
- (7) Braibanti, R., *Asian Bureaucratic Systems Emergent from the British Imperial Tradition*, Durham, Duke University Press, 1966.
- (8) Engeneer, A.A., *Communalism and Communal Violence in India: An Analytical Approach to Hindu-Muslim Conflict*, Delhi, Ajanta, 1989.
- (9) Srinivas, M.N., *The Dominant Caste and Other Essays*, Delhi, Oxford University Press, 1987.

